

様似町漁業担い手支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、様似町農林水産業振興補助金交付規則（平成25年様似町規則第16号。以下「規則」という。）第2条に規定する漁業協同組合に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

2 補助金の交付に関しては、規則に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、「漁業担い手」とは、次の各号に該当する者をいう。

- (1)新規就業者 様似町に住所を有し、かつ新たに漁業権を取得し、昆布漁業を営もうとする者。
- (2)漁業後継者 様似町内に住所を有し、既に漁業を経営している漁家の子。

(漁業担い手の要件)

第3条 前条の要件として、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1)所属する漁業協同組合長より承認を受けた者。
- (2)支援を受けようとする年以前まで、町税及び公課を完納している者。

(補助金の額及び事業種目等)

第4条 別表第1に掲げる事業種目ごとの補助率の範囲内で、町長の定める額とする。

(補助金の返還)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、町長は、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、町長が特に認めた場合は、この限りではない。

- (1)補助金を他の用途に使用したとき。
- (2)漁業担い手が事業開始より5年間以内に漁業従事しなくなったとき。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の際、現に従前の要綱の規定に基づいてなされた手続は、なお、従前の例による。

別表 1 (第 4 条関係)

事業種目	補助対象経費	補助率	補助条件	
			新規就業者	漁業後継者
漁業研修事業	1 道立漁業研修所での研修に要する経費 2 漁家研修指導に要する経費 3 漁家研修に要する研修資金（生活資金） 4 漁家研修期間中にて要する借家住宅料	10 分の 10 以内 月額 3 万円以内 月額 8 万円以内 実費分支給 （ただし、月額 4 万円を限度とする）	漁業権取得後、 4 年間以内に 事業開始	親元就業後、5 年間以内に事業 開始
資格取得事業	漁業を営む上で必要な資格取得に要する経費 （ただし、資格取得の種類は道立漁業研修所で取得可能なものと同等のもの）	10 分の 10 以内		
施設整備等事業	漁業を営む上で必要な施設整備に係る経費 （ただし、車両及び軽微な備品、消耗品類を除く） ・漁船（船体及び付属設備）及び漁船機器取得経費 ・漁業倉庫の新・増改築及び土地取得に係る経費 ・その他、必要と認められるもの	2 分の 1 以内 （ただし、300 万円を上限とする）	漁業権取得後、 5 年間以内に 事業開始	親元就業後、1 年を経過し、その後 5 年間以内に事業開始